



教えてBUN先生

マニアック
編 vol.5

第5回
廃溶剤



LISA

「廃棄物処理法、へんてこ条文」で言うことで、連載してきている訳だけ
ど、説明して貰っちゃうと、そう「へんてこ」でもないかなあって思えて
来ちゃう。もっと「へんてこ」な条文ってないの？

まったく、ほしがりな人だなあ。じゃ、この条文はどうだい？



BUN



政令（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（中略）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

ヌ 次に掲げる廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（1） 廃溶剤（トリクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

（2） 廃溶剤（テトラクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

以降（12）まで続く

省令（令第二条の四 の環境省令で定める基準等）

第一条の二

12 令第二条の四第五号

ヌの廃油を処分するために処理したのに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（別表第二の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げるものに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したのに含まれる別表第二の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したのに含まれる判定基準省令別表第六の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。



LISA

センセ、卑怯よ。これじゃ、「へんてこ」以前に、何を言っているかわか
んないじゃない。「へんてこ」具合が判るように表現してみて。



BUN

ん～、簡略しちゃうと「へんてこ」を実感して貰えなくなっちゃうかもしれな
いけど、勇気を出して直してみるか。



政令（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 特別管理産業廃棄物は、次のとおりとする。

五 特別管理産業廃棄物の中に「特定有害産業廃棄物」っていう小グループがあるんだけど、それは次に掲げる廃棄物をいうんだよ。（特定有害はイロハの「イ」から「ル」までの11分類があり、そのなかの「ヌ」）

ヌ 次に掲げる廃油及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（1） 廃溶剤（トリクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

（2） 廃溶剤（テトラクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）

と、以降（12）まで有機溶剤が続く。

BUNさん流、
簡略かつ意訳

省令（令第二条の四 の環境省令で定める基準等）

第一条の二

12 令第二条の四第五号ヌの廃油を処分するために処理したのに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤ではないこととする。



まだ、まだわからない。一行位に表現して。



「廃溶剤12種類は特別管理産業廃棄物なんだけど、これを処理した時に特別管理産業廃棄物でなくなる基準は廃溶剤ではないこと」かな。
ポイントは「処理したものが、廃油の場合は廃溶剤ではないこととする」なんだけど、この「処理する前の物体」は、政令で規定している「12種類の廃溶剤」でしょ。
したがって、この文章をもっと、短くすると「廃溶剤でなくなる基準は廃溶剤じゃないこと」ってなるかな。



LISA

ばつかみたい。廃溶剤じゃなければ、廃溶剤じゃないのはあたりまえじゃない。「面白くなければテレビじゃない」っていうキャッチフレーズが昔有ったけど、これじゃ、「テレビじゃなければ、テレビじゃない」って表現でしょ。なに、これ「へんてこ」。



やっと、へんてこ具合を実感してもらえたかな。この条文は、相当専門的だから、実際に廃溶剤を排出している事業者、それを処理している専門業者、そしてそれを監視している行政担当者位でないと読まないかも知れないけど、必要に迫られて、条文を読み進めると、到達する意味が、まさにこれ。「廃溶剤でなくなる基準は廃溶剤じゃないこと」ってなるんですよ。しかも、この「廃溶剤でなくなる基準」を、0.1とか20とか数値で決めてくれれば、まだわかるのに、数値基準もない。ただ、「廃溶剤でないこと」なんだよ。



LISA

冒頭に戻り、こりや、「へんてこ」以前に「わかりません」の世界ですよ。センセ、降参するから解説して。



実は、この理論構成も公式文書では見つけられないんだけど、いろんな専門家と呼ばれている人達からの話を総合すると次のようなことらしい。

たとえば、廃溶剤の1つにトリクロロエチレンがある。前述の(1)だね。ところが、廃酸、廃アルカリが有害として特別管理産業廃棄物になっている「物」に、一定濃度以上トリクロロエチレンを含有する「物」が指定されている。(1.0mg / L以上含有) これは、トリクロロエチレンを含んでいるけど「廃酸」なんだね。廃溶剤じゃない。

一方、トリクロロエチレンって言っても科学的に100%のものばかりじゃない。

99%や80%の物だつてある。ましてや、廃棄物として排出される時点では100%トリクロロエチレンって状態はあり得ないとも言えるね。



禅問答みたいね。

まさに法律の専門家と化学の専門家が、机の上で導き出した表現なんだろうねえ。化学の世界では、溶質と溶媒という概念がある。



BUN



LISA

それはリサも学校で習ったわ。たしか、融けている方が溶質、溶かしている方が溶媒ね。たとえば、砂糖水なら砂糖が溶質、水が溶媒ってことね。



BUN

そのとおり。ちょうどいい例を出してくれたので、砂糖水で説明しよう。水が圧倒的に多い状態ならあくまでも「水」だよね。だから、「砂糖水」。じゃ、砂糖が湿気ってしまった状態ならどうだろう？



LISA

多少湿気ってベタベタした状態でも、それはやっぱり「砂糖」よね。水分を含む砂糖。



BUN

廃溶剤と廃酸も同じ表現のようなんだ。だから、大多数がトリクロロエチレンの場合は、これは「廃溶剤としてのトリクロロエチレン」。一方、ちょっとだけトリクロロエチレンが入っている場合は、「トリクロロエチレンを含有している廃酸」。もちろん、溶かしているのがアルカリなら廃アルカリになるし、油に含有していれば「トリクロロエチレンを含有する廃油」ってなるね。

だから、面白いことに廃溶剤の濃度基準は存在しない。濃度基準が必要な微量の存在なら、それは既に廃溶剤ではなく、「トリクロロエチレンを含んだ廃酸（廃アルカリ、廃油、汚泥等）」となる訳さ。



LISA

なあ～るほど。「廃溶剤」って表現しているときは、圧倒的多数で「そのもの」って状態の時を言う訳ね。でも、そう考えると49%含有って状態はどうちつ？ってなっちゃうけどね。



BUN

その境界線の話は廃溶剤に限った事じゃないよ。基礎講座でも話したことがあったかもしれないけど、動植物性残渣が腐っていってどろどろになった。さあ、どの程度どろどろになったら「汚泥」に変わるでしょうか、みたいなね。



LISA

今回の「へんてこ」条文も、割と廃棄物処理法の根幹に踏み込むような意味深な要因があるのねえ。次回は、どんな「へんてこ」条文を紹介してくれるのかしら。だんだん、楽しみになって来ちゃったわ。

(ドキッ、そろそろネタ切れかも)(;^_^A

